

○湯河原町真鶴町衛生組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害  
補償等に関する条例施行規則

令和 6 年 3 月 29 日  
規則第 3 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）
- 第 2 章 補償及び福祉事業（第 6 条～第 20 条）
- 第 3 章 審査会（第 21 条～第 22 条）
- 第 4 章 雑則（第 23 条～第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則  
（趣旨）

第 1 条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 52 年湯河原町真鶴町衛生組合条例第 15 号。以下「条例」という。）第 2 条の 2 第 2 項ただし書、第 4 条第 8 項、第 8 条ただし書、第 10 条の 2、第 15 条、第 19 条第 8 項、第 20 条第 2 項、第 22 条の 2 第 1 項、第 23 条、附則第 1 条の 4 第 1 項から第 3 項まで及び附則第 2 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会、補償基礎額、福祉事業又は審査会とは、それぞれ条例第 1 条、第 2 条、第 2 条の 2 第 1 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 17 条又は第 19 条第 1 項に規定する災害、補償、職員、通勤、実施機関、認定委員会、補償基礎額、事業又は審査会をいう。

（公務上の災害の範囲）

第 2 条の 2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第 1 に掲げる疾病とする。

（通勤による災害の範囲）

第 2 条の 3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

- （1）通勤による負傷に起因する疾病
- （2）前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病  
（就業の場所から勤務場所への移動等）

第 2 条の 4 条例第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- （1）一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- （2）次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する職員との均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

(日常生活上必要な行為)

第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

(3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

(災害の報告)

第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

(認定及び通知)

第4条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定

したときは、補償を受けるべき者に速やかに条例第3条第2項の規定による通知をしなければならない。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の職氏名
  - (2) 被災職員の氏名
  - (3) 傷病名
  - (4) 災害発生年月日
  - (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由
- (認定委員会)

第5条 認定委員会は、委員長が招集する。

2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。

5 委員長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項、その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が定める。

## 第2章 補償及び福祉事業

### (療養の方法)

第6条 療養補償たる療養は、組合長の指定する病院若しくは診療所若しくは薬局（以下「指定医療機関」という。）又は組合長の指定する訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）において行う。

（給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償）

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため、勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の100分の60に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、条例第5条の3第1項の規定により組合長が最高限度額として定める額（以下この条において単に「最高限度額」という。）を補償基礎額とすることとされている場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額）に満たないときは当該満たない額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額）の100分の60に相当する額を休業補償として支給する。

(休業補償を行わない場合)

第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合

(介護補償に係る障害)

第7条の3 条例第10条の2の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第2に定める障害とする。

(葬祭補償の額)

第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

(補償の請求方法)

第8条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第10条において同じ。）を受けようとする者は、補償の請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、第6条に規定する指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

(遺族補償年金の請求の代表者)

第9条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第10条 実施機関は、補償の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に書面でその決定に関する通知をするとともに、補償を行わなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第11条 条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第35条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する

場合にあつては、これらの申請書及び年金証書）を実施機関に提出しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

（年金証書）

第12条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて年金証書を交付しなければならない。

- 2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

- 3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第13条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて証書の再交付を実施機関に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第14条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

（定期報告）

第15条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

（届出）

第16条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

- （1）氏名又は住所を変更した場合
- （2）傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
  - ア その負傷又は疾病が治った場合
  - イ その障害の程度に変更があった場合
- （3）障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があった場合
- （4）遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
  - ア 条例第13条第1項（同項第1号を除く。）の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合
  - イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合
  - ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合におい

て、その妻が55歳に達したとき（条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態になり若しくはその事情がなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）。

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

（福祉事業の種類）

第17条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 外科後処置に関する事業
- (2) 補装具に関する事業
- (3) リハビリテーションに関する事業
- (4) アフターケアに関する事業
- (5) 休業援助金の支給
- (6) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- (7) 奨学援護金の支給
- (8) 就労保育援護金の支給
- (9) 傷病特別支給金の支給
- (10) 障害特別支給金の支給
- (11) 遺族特別支給金の支給
- (12) 障害特別援護金の支給
- (13) 遺族特別援護金の支給
- (14) 傷病特別給付金の支給
- (15) 障害特別給付金の支給
- (16) 遺族特別給付金の支給
- (17) 障害差額特別給付金の支給
- (18) 長期家族介護者援護金の支給

2 条例第17条第2項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
- (2) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
- (3) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

（福祉事業の実施）

第18条 実施機関は、福祉事業を行うに当たっては、その内容について組合長と協議しなければならない。

（福祉事業の申請等）

第19条 第17条第1項の福祉事業を受けようとする者は、実施機関の定めるところにより、申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

第20条 削除

### 第3章 審査会

#### (審査会の招集等)

第21条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。
- 5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は審査会が定める。  
(審査の申立て)

第22条 補償の実施について不服がある者が条例第18条第1項の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

- 2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。
  - (1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属
  - (2) 申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄又は関係
  - (3) 補償に関する当局の措置
  - (4) 申立ての趣旨
  - (5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業
  - (6) 請求の年月日
- 3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、その都度、その旨を速やかに審査会に届け出なければならない。

### 第4章 雑則

#### (第三者の行為による災害についての届出)

第23条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、実施機関に届け出なければならない。

#### (旅費の支給)

第24条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、その者の居住地を起点として計算した額を実費弁償として支給する。

#### (通勤による災害に係る一部負担金)

第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第三者の加害行為によって通勤による災害を受けた者
- (2) 療養開始後3日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者

- (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者
- 2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、100円）とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額の場合はその額）に相当する額とする。
- （審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（実施機関の助力等）

第26条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、実施機関は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 実施機関は補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明しなければならない。

3 前2項の規定は、福祉事業を受けようとする者について準用する。

（記録簿）

第27条 実施機関は、災害補償記録簿及び福祉事業記録簿、並びに年金記録簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）（令和7年3月19日規則第2号）

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日以後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前

の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和 7 年 5 月 30 日規則第 8 号）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘留されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 7 条の 2 第 1 項の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧留置の刑の執行のため刑事施設に留置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に留置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧留置の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

別表第 1（第 2 条の 2 関係）

（1）公務上の負傷に起因する疾病

（2）物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患

イ 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患

ウ レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患

エ マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患

オ 組合長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

カ 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病

キ 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症

- ク 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
  - ケ 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
  - コ 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
  - サ 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
  - シ 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
  - ス アからシまでに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- (3) 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- ア 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
  - イ 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
  - ウ チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
  - エ 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障がい
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- (4) 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- ア 組合長の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、組合長が定めるもの
  - イ ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
  - ウ すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
  - エ たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
  - オ 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
  - カ 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
  - キ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

- ク 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素  
欠乏症
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従  
事したため生じたことの明らかな疾病
- (5) 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又  
は組合長の定めるじん肺の合併症
- (6) 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次  
に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- ア 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で  
病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
- イ 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物  
を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾  
患
- ウ 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ  
症
- エ 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
- オ アからエまでに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさら  
される業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- (7) がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じ  
た次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- ア ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- イ ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路  
系しゅよう
- ウ 4－アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系  
しゅよう
- エ 4－ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系  
しゅよう
- オ ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じ  
た肺がん
- カ ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- キ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- ク ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- ケ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は  
肝細胞がん
- コ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚  
がん、骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパ  
シュ
- サ すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさら  
される業務に従事したため生じた皮膚がん
- シ アからサまでに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子に  
さらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

(8) 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

(9) 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障がい並びにこれに付随する疾病

(10) 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病  
別表第2（第7条の3関係）

| 介護を要する状態の区分 | 障害                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常時介護を要する状態  | <p>1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの</p> <p>2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、条例別表第1に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p> |
| 随時介護を要する状態  | <p>1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>3 条例別表第1に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>              |